

〈 平成 29 年度 制度改正の概要 〉

（障害保健福祉関係主管課長会議（H29.3.8）の内容を基に作成しています。）

1 改正障害者総合支援法の施行について

平成 30 年 4 月 1 日に改正障害者総合支援法が施行されます。

改正に合わせて、障害福祉サービスに二つのサービスが追加されることとなります。

【自立生活援助】

- 施設入所支援や共同生活援助を利用していた者等を対象として、定期的な巡回訪問や随時の対応により、円滑な地域生活に向けた相談・助言等を行うサービス。

【就労定着支援】

- 就業に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を行うサービス。

2 サービス管理責任者の実務経験の要件について

平成 29 年度より、サービス管理責任者の実務経験要件の改正等において、社会福祉士等の国家資格を有する者について、相談支援又は直接支援に関する実務経験が 3 年以上であることに加え、サービス管理責任者の資格要件に係る実務経験を緩和するため、「資格に係る業務に従事した期間」が「5 年以上」であることという要件を「3 年以上」に改めることとなりました。

更に、サービス管理責任者となることができる要件中「直接支援の業務」の定義について、現行では「身体上又は精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者につき、入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行う業務」となっていますが、これに「又は日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力の向上のために必要な訓練その他の支援を行い、並びにその訓練等を行う者に対して訓練等に関する指導を行う業務」の記述を追加し、これらの業務も含まれることが明確となりました。

（※平成 18 年 9 月 29 日厚生労働省告示第 544 号「指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等」参照）

3 強度行動障害を有する者等に対する支援について

平成 25 年度に、強度行動障害を有する者に対する支援を適切に行う者を養成する「強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）」が創設され、平成 26 年度には「強度行動障害支援者養成研修（実践研修）」が創設されました。

これらの研修の修了者については、平成 27 年度報酬改定において、短期入所、施設入所支援、共同生活援助の「重度障害者支援加算」等の算定要件とされているところです。

平成 30 年 3 月 31 日まで経過措置が設けられているものもありますが、積極的に研修

〈 平成 29 年度 制度改正の概要 〉

を受講していただくようお願いします。

特に、当該加算を算定している事業所において、強度行動障害支援者養成研修を受講する予定の者として配置することとして届出ている事業所については、必ず受講していただきますようお願いします。

4 障害者虐待の防止，養護者に対する支援

- 相談支援専門員やサービス管理責任者，児童発達支援管理責任者等に対しては，常日頃から虐待防止に関する高い意識を持ち，障害者等及び養護者の支援に当たるとともに，虐待の早期発見と通報を行うことが求められます。
- 指定障害福祉サービス事業所等及び指定通所支援事業所等の設置者・管理者に対し，虐待防止研修の受講を徹底するとともに虐待防止委員会の設置を促す等の指導助言を市は継続的に行っていく考えです。
- 相談支援事業者が，訪問による相談支援の機会等を通じた虐待の早期発見及び市町村との連携を行うことが非常に重要となります。

5 権限移譲について

平成 31 年度から次の事業が都道府県知事から中核市の長へ移譲される予定です。

- 指定障害児通所支援事業者による業務管理体制の届出等に係る事務・権限（児童福祉法）
- 障害者総合支援法による指定障害福祉サービス事業者，指定一般相談支援事業者等による業務管理体制の届出等に係る事務・権限（障害者総合支援法）
- 指定障害児通所支援事業者の指定等に関する事務・権限